

入札公告（説明書）

令和7年7月25日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 梅木 秀郎

【調達機関番号417】

次のとおり一般競争入札方式（WTO適用）による調達案件について公告します。

なお、本調達案件については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下、「共通入札公告」という。）に記載のとおり実施します。

よって、本調達案件に参加する者は、共通入札公告2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	秋田自動車道 岩瀬橋他2橋（鋼上部工）工事 【品目分類番号41】
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』または『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 東北支社長 梅木 秀郎
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 東北支社 技術部 調達契約課 【所在地番号04】 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 J R仙台イーストゲートビル12階 (電話) 022-395-7641 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本調達案件においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書2-18.に示すとおり
1-12	参考積算条件書の掲載	掲載の有無：本書2-19.に示すとおり

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年8月8日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和7年8月8日 16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>[郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ） (4) 担当者連絡先届
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年9月4日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年9月11日 16時00分 ※共通入札公告2-3-5. (3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、4部提出すること。</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和7年9月29日から令和7年10月14日までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO東日本 東北支社 会議室 又はWeb会議システム</p>
2-8	改善技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年10月24日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-6. に示す技術提案書の提出方法と同じ</p>
2-9	技術提案書の採否通知日	令和7年11月20日を予定
2-10	参考見積書の提出期限	本調達案件においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本調達案件においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本調達案件においては非該当

		<p>【提出期限】 令和7年12月23日 16時00分 ※共通入札公告2-4.に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>[郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を同封のうえ提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） (3) 総合評定値通知書（経審）の写し (4) 入札ボンド
2-14	開札日時	令和7年12月24日 13時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年12月9日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	<p>本書1-11.に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告2-5-11.に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3.「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 NEXCO東日本 東北支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4.に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、備え付けの用紙に必要事項を記入いただくことで貸与します。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11. (5)及び(6)を参照のこと。</p>

2-19	資料の掲載 (参考積算条件書)	<p>【掲載資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考積算条件書 <p>参考積算条件書とは、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【掲載場所】</p> <p>弊社ホームページ上の本入札公告の掲載ページ（案件情報）の最下段「その他情報」に掲載。</p> <p>【掲載日】</p> <p>令和7年12月8日を予定</p> <p>【その他注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参考積算条件書は、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2) 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには応じられない。 (3) 本資料の全部または一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (4) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 (5) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。
------	--------------------	---

【ご案内】NEXCO東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

東北支社においては、令和5年4月以降に入札公告する案件（一部案件を除く）から、条件付一般競争入札（指名併用型）の競争参加資格要件に「電子入札システムの利用者登録が完了していること」を追加いたしました。電子入札システムの利用者登録は簡単で、費用も低廉です。ぜひ登録をお願いします。（ICカードをお持ちの場合は即日登録完了。ICカード未保有の場合はカード準備のため1か月程度で登録完了。）

詳細は、NEXCO東日本のHPに掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。
https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		秋田自動車道 岩瀬橋他2橋(鋼上部工)工事					
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式	(WTO適用)				
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	技術提案評価型				
	評価値の算出方法	加算方式					
	見積活用方式の有無	無					
	入札ボンド	対象					
	履行ボンド	対象					
	JV募集対象	対象					
	審査時期	事前審査					
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。				
		工事種別	鋼橋上部工工事				
		等級区分又は競争参加資格の区分	単体の場合:N _s 又はN _c 混合の場合:N _s 又はN _c で構成する2者JV。				
	施工実績	対象となる施工実績	平成22年4月1日以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業(以下、「元請」という。)として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいつ。				
			a) 鋼橋の工場製作 b) 送り出し工法により最大支間長60m以上ある鋼橋を架設した工事				
		同種工事	a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した実績は、甲型の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は出資の割合(出資比率)が20%以上のものを、乙型の場合は分担工事が同種工事のものに限り施工実績として認める。 特定JVの代表者にあっては「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあっては「同種工事」又は「同種工事(緩和)」の施工実績を有するもの。 なお、すべての構成員が2者JVの場合は30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。				
		同種工事(緩和)	a) 鋼橋の工場製作 b) 鋼橋を架設した工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した実績は、甲型の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は出資の割合(出資比率)が20%以上のものを、乙型の場合は分担工事が同種工事のものに限り施工実績として認める。				
	納入実績等	対象となる納入実績等	※本件競争入札においては非該当				
		同種機器	※本件競争入札においては非該当				
		支援体制	※本件競争入札においては非該当				
本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 秋田自動車道 岩瀬橋他2橋基本詳細設計	受注者名) 株式会社エイト日本技術開発				
		業務名)	受注者名)				
	施工管理業務の受注者	業務名) 秋田自動車道 横手西工事区施工管理業務	受注者名) 株式会社東建工営				
		業務名) -	受注者名) -				
	その他	-					
継続契約方式の対象		対象外	<table border="1"> <tr> <td>対象となる後発工事その1</td><td>-</td></tr> <tr> <td>対象となる後発工事その2</td><td>-</td></tr> </table>	対象となる後発工事その1	-	対象となる後発工事その2	-
対象となる後発工事その1	-						
対象となる後発工事その2	-						

技術者資格・経験に関する契約履行要件等一覧表

配置基準			契約締結日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	同種工事		<p>①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。</p> <p>本工事に対応する建設業法の許可業種： 鋼構造物工事業</p> <p>なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。</p> <p>②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年4月1日に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 鋼橋の工場製作 b) 鋼橋を架設した工事 <p>a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。</p> <p>ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した実績は、甲型の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は出資の割合(出資比率)が20%以上のものを、乙型の場合は分担工事が同種工事のものに限り施工実績として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。</p> <p>また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。</p> <p>さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。</p>
契約履行要件(契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)	資格要件		<p>下記に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①技術士 ・総合技術監理部門(建設部門－鋼構造及びコンクリート) ・建設部門(鋼構造及びコンクリート) ・上記「建設部門(鋼構造及びコンクリート)」と同等の能力と経験を有する者※1 ②国土交通省登録技術者資格 ・橋梁_計画・調査・設計 ③RCCM ・鋼構造及びコンクリート ④土木学会認定土木技術者 ・特別上級土木技術者[鋼・コンクリート] ・上級土木技術者(コースA)[鋼・コンクリート] ・1級土木技術者(コースA)[鋼・コンクリート] ・上級土木技術者(コースB)[鋼・コンクリート] ・1級土木技術者(コースB)[鋼・コンクリート] <p>上記※1に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。</p> <p>なお、上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</p>
その他			-

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型		技術評価点(満点)	30点																																																						
大分類	小分類	評価項目	配点	履行確認対象項目																																																					
性能・機能等	性能・機能	評価項目①： 斜橋（細幅箱桁）の現場溶接部の品質向上に関する提案 ※力石橋及び岩瀬橋に共通する提案	15点	○																																																					
社会要請	特別な安全対策	評価項目②： トラッククレーンベント架設時における供用中の高速道路（I期線）を走行する一般車両への安全確保に関する提案 ※力石橋、岩瀬橋及び土淵橋に共通する提案	15点	○																																																					
1) 1 評価項目毎に 15 点満点で評価する。 2) 評価は、次のとおり行う。 2) - 1 求める評価項目毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行う（採否及び評価点の付与）。 2) - 2 評価項目毎に、式①、又は式②に基づき、各評価者の評価点の和を評価者数で除し（少数第4位以下切捨て）、15 点満点に換算する（小数第4位以下切捨て）。 2) - 3 式③に基づき、上記で求めた各評価項目の評価点の合計を技術評価点とする。																																																									
評価項目①の評価点 = $\frac{\text{各評価者が評価した評価項目①の技術提案の評価点の合計}}{\text{評価者数 (3名)}} \times \frac{15\text{点}}{10\text{点}} \cdots \text{式①}$																																																									
評価項目②の評価点 = $\frac{\text{各評価者が評価した評価項目②の技術提案の評価点の合計}}{\text{評価者数 (3名)}} \times \frac{15\text{点}}{10\text{点}} \cdots \text{式②}$																																																									
技術評価点 = 評価項目①の評価点 (式①) + 評価項目②の評価点 (式②) $\cdots \text{式③}$																																																									
評価基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">求める技術提案書の評価 (評価項目①②共通)</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">1. 提案概要</td> <td>記載有</td> <td>-</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している</td> <td>不採用</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2. 施工方法及び改善効果</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">施工による改善効果</td> <td>極めて優れている</td> <td>6,000点</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">8,000点</td> </tr> <tr> <td>優れている</td> <td>4,000点</td> </tr> <tr> <td>良い</td> <td>2,000点</td> </tr> <tr> <td>可、又は、標準案と同程度である</td> <td>0,000点</td> </tr> <tr> <td>「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している</td> <td>不採用</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新技術の採用及び建設業界を取り巻く状況への対応</td> <td>優れている</td> <td>2,000点</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,000点</td> </tr> <tr> <td>良い</td> <td>1,000点</td> </tr> <tr> <td>可、又は、標準案と同程度である</td> <td>0,000点</td> </tr> <tr> <td>「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している</td> <td>不採用</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>1,000点</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>0,000点</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,000点</td> </tr> <tr> <td>施工実績</td> <td>施工実績が 「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している</td> <td>不採用</td> </tr> <tr> <td>明確</td> <td>1,000点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4. 履行確認方法</td> <td>不明確</td> <td>不採用</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,000点</td> </tr> <tr> <td>「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している</td> <td>不採用</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,000点</td> </tr> </tbody> </table>	求める技術提案書の評価 (評価項目①②共通)		評価基準	評価点	配点	1. 提案概要		記載有	-	-	記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用	2. 施工方法及び改善効果	施工による改善効果	極めて優れている	6,000点	8,000点	優れている	4,000点	良い	2,000点	可、又は、標準案と同程度である	0,000点	「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用	新技術の採用及び建設業界を取り巻く状況への対応	優れている	2,000点	1,000点	良い	1,000点	可、又は、標準案と同程度である	0,000点	「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用	有	1,000点	無	0,000点	1,000点	施工実績	施工実績が 「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用	明確	1,000点	4. 履行確認方法	不明確	不採用	1,000点	「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用	計	10,000点			
求める技術提案書の評価 (評価項目①②共通)		評価基準	評価点	配点																																																					
1. 提案概要		記載有	-	-																																																					
		記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用																																																						
2. 施工方法及び改善効果	施工による改善効果	極めて優れている	6,000点	8,000点																																																					
		優れている	4,000点																																																						
		良い	2,000点																																																						
		可、又は、標準案と同程度である	0,000点																																																						
		「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用																																																						
	新技術の採用及び建設業界を取り巻く状況への対応	優れている	2,000点	1,000点																																																					
		良い	1,000点																																																						
		可、又は、標準案と同程度である	0,000点																																																						
		「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用																																																						
		有	1,000点																																																						
無	0,000点	1,000点																																																							
施工実績	施工実績が 「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している		不採用																																																						
明確	1,000点																																																								
4. 履行確認方法	不明確	不採用	1,000点																																																						
	「技術提案書作成説明書」の「5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用																																																							
	計	10,000点																																																							
◇留意事項																																																									
①技術提案書は、技術提案書様式に従って作成するものとする。1 評価項目につき A4 版片面 1 頁以内で記載することとする。																																																									
②技術提案書が、技術提案書様式に従って作成されていない場合は不採用とする。																																																									
③技術提案に記載する文字の大きさは 10 ポイント以上とする。また、記載する内容は文章のみとし、図表は記載しないこと。																																																									
④上表による評価の結果、1 項目でも不採用に該当した場合は、その技術提案を不採用とする。なお、技術提案が不採用の場合は、技術提案書様式 1 にて示された「標準案の施工意思の有無」に従い対処するものとする。																																																									
⑤不採用の場合の技術評価点は「0.000点」とする。																																																									
⑥技術提案は、1 つの施工技術を用いた施工内容である場合、または、複数の施工技術を組み合わせによる施工内容である場合に評価する。																																																									
⑦本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。																																																									
【評価項目①】 ・継手方法の変更や溶接箇所の削減など、設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案																																																									
【評価項目②】 ・安全確保の対策について、恒久的な防護設備の設置を行うなど、必要以上の対策効果を実現する提案 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。																																																									